

苫小牧工業高等専門学校専攻科学外研修の履修に関する規則

規則第45号

制 定 平成16年1月21日

一部改正 平成17年4月1日

一部改正 平成17年9月20日

一部改正 平成27年2月9日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則第11条の規定に基づき、授業科目「学外研修」の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学外研修は、国、地方公共団体の機関又は会社等の法人（以下「研修機関」という。）において、専門領域における実務を経験することにより、職業に対する意識の向上及び特別研究等の学修についての知識又は技術の向上を図り、実践的な技術者を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 授業科目「学外研修」とは、研修機関における研修（以下「インターンシップ」という。）及び企業等との共同教育（以下「共同教育」という。）による学修とする。

第2章 インターンシップ

(履修学年及び期間等)

第4条 インターンシップは、第1学年の夏季休業期間中に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、その取扱いについて苫小牧工業高等専門学校専攻科委員会において審議し、決定するものとする。

2 研修期間は、1週間（40時間）以上とする。

3 インターンシップは、研修機関における研修のほか、インターンシップ後のインターンシップ報告書の作成及びインターンシップ報告会等を含め、45時間以上とする。

(実施責任者及び担当教員)

第5条 インターンシップを円滑に実施するため、実施責任者を置き、専攻科長をもって充てる。

2 実施責任者を補佐するため、担当教員を置き、専攻科委員をもって充てる。

(担当教員の業務)

第6条 担当教員は、実施責任者の指示のもと、次の各号に掲げる業務に当たるものとする。

る。

- 一 研修機関の選定及び配属先の決定
- 二 インターンシップ内容、テーマ等に関する指導及び助言
- 三 インターンシップ中の留意事項（安全管理、就業心得、機密保持等）の事前指導
- 四 インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 五 インターンシップ中の状況把握及び研修機関との連絡調整
- 六 その他インターンシップに関し必要な業務

（インターンシップ申込書及び誓約書）

第7条 インターンシップに参加する学生（以下「研修生」という。）は、インターンシップ申込書（別紙第1号様式）及び誓約書（別紙第2号様式）を校長を経て研修機関へ提出しなければならない。

- 2 前項のインターンシップ申込書及び誓約書は、研修機関所定の様式をもって替えることができる。

（インターンシップ心得）

第8条 研修生は、別に定めるインターンシップ心得を守らなければならない。

（経費）

第9条 インターンシップに要する経費は、原則として研修生の負担とする。

（保険）

第10条 研修生は、インターンシップに当たり災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

（報告書）

第11条 研修生は、インターンシップ終了後、インターンシップ報告書（様式は任意とする。）を速やかに担当教員に提出しなければならない。

（評定書）

第12条 校長は、研修機関責任者に、研修終了後、インターンシップ評定書（別紙第3号様式）又はこれに準じた評定内容を記載した書類の提出を求めるものとする。

第3章 共同教育

（履修学年及び期間等）

第13条 共同教育は第1学年の後期に行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、その取扱いについて苫小牧工業高等専門学校専攻科委員会において審議し、決定するものとする。

- 2 共同教育は、授業時間割に組み込んだ上実施し、事前指導、成果発表会等を含めて45時間以上とする。

(実施責任者及び担当教員)

第14条 共同教育を円滑に実施するため、実施責任者を置き、専攻科長をもって充てる。
2 実施責任者を補佐するため、担当教員を置き、専攻科委員をもって充てる。

(担当教員の業務)

第15条 担当教員は、実施責任者の指示のもと、次の各号に掲げる業務に当たるものとする。

- 一 共同教育に係る企画立案、試作等に関する指導及び助言
- 二 共同教育に係る留意事項（安全管理、就業心得、機密保持等）の事前指導
- 三 共同教育実施中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 四 共同教育の実施状況把握及び連絡調整
- 五 その他共同教育に関し必要な業務

第4章 評価

(評価)

第16条 学外研修の評価は、実施責任者がインターンシップ及び共同教育の評価を総合的に判断して行うものとする。

第5章 雑則

(事務)

第17条 学外研修に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、学外研修の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年1月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月20日から施行し、平成17年5月16日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

インターンシップ申込書

平成 年 月 日

御中

平成 年度インターンシップについて、受け入れていただきたく申込みいたします。

苫小牧工業高等専門学校

学 生 所属 _____ 専攻 第 1 学年

氏名 _____ 印

担当教員 所属 _____ 専攻

職名 _____

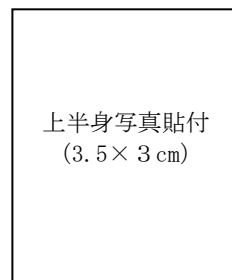
氏名 _____ 印

TEL _____

E-mail _____

年	月	履 歴
		高等専門学校卒業

年	月	免 許 ・ 資 格



フリガナ		性別
氏 名		男・女
生 年 月 日	昭和 年 月 日	
現 住 所	〒 _____	TEL (_____) _____
家 族 の 住 所	〒 _____	TEL (_____) _____
研修先の宿泊希望 (○で囲む)		希望する ・ 希望しない
通 勤 の 場 合 の 住 所	〒 _____	TEL (_____) _____

志望の動機
得意な科目

備 考

誓 約 書

_____ 御中

この度、貴社（機関）においてインターンシップに参加するに当たり、貴社（機関）の諸規則及び指導責任者の指示を守り、貴社（機関）には一切ご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

（学 生）

学校名 苫小牧工業高等専門学校

所 属 _____ 専攻 第1学年

氏 名 _____ 印

（保護者）

〒 _____ TEL (_____) _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____

インターンシップ評価書

苫小牧工業高等専門学校長 殿

下記のとおり研修の評価をします。

研修機関責任者

研修機関名

職 名

氏 名

学 外 研 修 生	専攻第1学年 氏名					
認 定 年 月 日	平成 年 月 日					
研 修 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 実質 日 間					
評 定	研 修 テ ー マ					
	評 価 項 目 (右の該当する数字に○印を付してください)	優れている	良好	普通	やや劣る	劣る
		5	4	3	2	1
	①貴社が示す研修課題を的確にとらえ、与えられた条件下で解決策を立案できる。(H-1)	5	4	3	2	1
	②研修を通して、課題を正しく認識し、専門知識と技術を生かし解決案を考られる。(F-2)	5	4	3	2	1
	③研修中の問題解決のための実施計画を立案・実行し、適切な方法で解析できる。(F-3)	5	4	3	2	1
	④研修成果発表等で自分の考えを論理的、客観的にまとめてプレゼンテーションできる。(C-1)	5	4	3	2	1
	⑤研修成果発表等で相手の意見や主張を理解し、自分の考えをまとめて討論できる。(C-2)	5	4	3	2	1
	⑥研修報告書等を作成したとき、論理的、客観的にまとめて記述することができる。	5	4	3	2	1
⑦その他特記事項						
総合評価（研修の評価を100点満点で評価してください。）					点	